令和３年度　第１回大阪府青少年健全育成審議会　議事概要

■日　時　　令和３年7月30日（金）13時30分～15時

■場　所　　大阪府男女共同参画・青少年センター　４階　大会議室１

■出席者　　石橋委員、伊藤委員、江口委員、上村委員、金城委員、小林委員、曽我部委員、角田委員、富田委員、豊田委員、野村委員、橋本会長、八山委員、三浦委員、茂木委員、山森委員、𠮷原委員（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、令和３年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しいところご出席をいただきありがとうございます。

本会議におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、Web会議システムでの会議への出席、又は会場においては座席の間隔をあけて、途中、換気を行うとともに、マスクを着用していただくなどご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

まず、今回の審議会についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、Web会議システムを利用してご出席いただいた委員についても出席委員とします。ただし、Web会議システムを利用してご出席いただいた委員の皆様については、映像のみならず、音声も継続的に送受信できなくなった時刻からご退席、ご欠席扱いとさせていただきます。

本日の審議会についてですが、本審議会委員の総数は25名で、本日、会場でのご出席７名、Web会議システムでのご出席10名で、ご出席の委員は17名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、通信状況等により出席委員がご退席された場合、退席後も定足数を満たす場合は、会議が成立しており、ご退席及びご欠席の委員の方には必要に応じて報告させていただきます。また、ご退席後定足数を満たさない場合は、改めて全委員に書面にてご報告します。

本審議会については、平成23年６月28日の審議会での決定どおり、基本的には公開とし、審議事項に個人情報等を扱う場合については、非公開とします。

本日の資料については、次第、資料１「大阪府青少年健全育成条例の運用状況について」、資料２「大阪府子ども総合計画の取組状況について（青少年・地域安全室抜粋）」、その他資料として審議会委員名簿、配席表、大阪府青少年健全育成条例のパンフレット「大人の責任」、審議会規則、令和２年度大阪の子どもを守るネット対策事業の事業報告書＆適切なネット利用のための事例・教材集 を配付いたしております。

資料に不足等がございましたら、お申し出くださいますようお願いいたします。

本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。会場でのご出席の委員より当審議会会長であり、武庫川女子大学・武庫川女子大学短期大学部教学局次長・共通教育部教授　橋本　光能　会長でございます。

　　　　　大阪大学大学院法学研究科教授　豊田　兼彦　委員でございます。

　　　　　大阪府議会警察常任委員会委員長　金城　克典　委員でございます。

大阪府議会教育常任委員会委員長　三浦　寿子　委員でございます。

（一社）ガールスカウト大阪府連盟　連盟長　野村　庸子　委員でございます。

大阪府ＰＴＡ協議会理事　𠮷原　極　委員でございます。

大阪府警察本部生活安全部少年課長　小林　俊夫　委員でございます。

Web会議システムでのご出席の委員をご紹介します。

特定非営利活動法人とよなかESDネットワーク事務局長　上村　有里　委員でございます。

京都大学大学院法学研究科教授　曽我部　真裕　委員でございます。

（社福）大阪府衛生会理事　角田　雄三　委員でございます。

大阪弁護士会　八山　真由子　委員でございます。

四天王寺大学人文社会学部教授　茂木　洋　委員でございます。

大阪府議会総務常任委員会委員長　富田　武彦　委員でございます。

（一社）日本フランチャイズチェーン協会顧問　伊藤　廣幸　委員でございます。

（一社）電気通信事業者協会業務部長　江口　研一　委員でございます。

（一社）日本雑誌協会編集倫理委員会委員長　山森　利之　委員でございます。

（一財）大阪府こども会育成連合会理事長　石橋　寿惠夫　委員でございます。

本日は、大久保委員、大城委員、竹内委員、うらべ委員、辻元委員　二村委員、草島委員、谷口委員はご欠席になります。

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、橋本会長にお願いしたいと存じます。

橋本会長よろしくお願いいたします。

会　長　　ではみなさんよろしくお願いいたします。改めまして委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また本当に暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、先ほど事務局から説明もありましたとおり、この会場と、ZoomというWeb会議システムを併用して開催いたします。通常とは異なる開催形態となりますが、どうかよろしくお願いいたします。

昨年度はクロスボウによる殺傷事件等が発生したことを受けましてクロスボウの有害な玩具刃物類への指定について知事からの諮問がありました。これを受け当審議会の第２部会での審議を経て９月に答申をいたしました。

府において10月に有害な玩具刃物類に指定されましたわけですが、特に、八山部会長をはじめ第２部会の委員の皆様には短期間でご審議をいただき感謝を申しあげます。

このクロスボウについては、先月、改正銃刀法が可決成立しましたことにより、新たに所持許可制の対象となるところであります。また昨今の青少年をとりまく状況についてですが、コロナ禍の影響が本当に懸念をされておりまして、このコロナ禍に伴い、若者の自殺や、児童虐待、性被害等の事件、事故が多く発生していると聞いています。

青少年についても孤独、孤立の問題が一層顕在化しています。

さらに、青少年のインターネット利用は年々増加をしておりまして、低年齢化も進んでいます。その中でSNSに起因する犯罪被害やネット上の誹謗中傷、いじめ、若年層への大麻の蔓延等、インターネット利用による弊害も深刻となっています。

本日は大阪府青少年健全育成条例の運用状況と大阪府子ども総合計画の取組状況について事務局から説明をいただく予定となっておりますが、青少年の健全育成に関する分野をご専門とされておられる皆様により、様々なご意見をいただきながら審議を進めて参りたいと存じますので、審議会の運営にご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

議事に入ります前に、常設部会に属していただく委員についてですが、審議会規則第６条第３項に基づき、私の方から指名させて頂くことになっております。今回、新たに審議会に加わっていただいた委員の内、𠮷原委員には第１部会に属していただくようお願いしたいと存じます。それでは議事に入らせていただきます。

まず、大阪府青少年育成条例の運用状況についてです。では、事務局から説明を願います。

事務局　　資料１「大阪府青少年健全育成条例の運用状況について」説明

会　長　　ありがとうございました。ただいま事務局の方から、資料１について説明をいただきました。資料1は大きく３点の内容があると思います。まず、最初に昨年度、この審議会での主な議論の対象になりましたクロスボウの規制、それと青少年を取り巻くインターネットの上の有害情報対策、その他になります。まずクロスボウの規制について、今、説明があったことを踏まえまして、ご意見、ご質問があれば頂戴したいと思います。ご質問のある方は、このZOOMの挙手機能がありますのでそれでお知らせください。

委　員　　資料１の２ページ目のクロスボウのインターネット販売というのが、この対象になるということですが、この確認方法について、どのような事を想定されていますか。

インターネット販売でのクロスボウの販売も対象になるということですが、対象というのは要するに「本人の購入した」ということについて、きちんと把握できているという事になるわけですよね。

そうすると、インターネット事業者の方に、大阪府内の方からクロスボウの注文があり、販売したということ、この確認の仕方はどのようになっているわけですか。

事務局　　実際に青少年に販売されたか否かについては、通報で分かることが多いと思われます。青少年がクロスボウを、例えば遊び半分で使用していたのを、住民の方が発見されて、警察に通報し、警察の方の聞き取りによりそのクロスボウの入手経路として、インターネットで購入したとか、何処店舗で購入したという事が分かることが多いと思われます。

　　　　　インターネット上の購入時に発見することは難しいと思われます。

　　　　　そのため、昨年の10月にクロスボウの有害な玩具刃物類の指定を行った際に、大阪府内の事業者や団体等のほかに、全国の事業者や団体等にも大阪府青少年健全育成条例で、クロスボウを有害な玩具刃物類に指定しましたと通知し、周知しました。

委　員　　わかりました。

委　員　　私もクロスボウに関して、今般、銃刀法が改正されて、所持が禁止されるということになると、今回の条例によって指定されたこととの関係でこの指定がどうなるのか。今年度中に施行ということだと思いますが、施行された後に、条例の指定はどうなるのかということをお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

事務局　　施行令が現時点で制定されていませんので明言はできませんが、クロスボウの威力について、青少年健全育成条例における威力は0.69J/㎠以上としています。先日、国会において、銃刀法に規制している空気銃の下限値が20J/㎠と定めており、それと同等程度の矢のエネルギーを定めることを予定しているとの答弁を確認しておりますので、銃刀法で規制されても、府条例で規定している威力との間に隙間ができると考えております。

施行令が制定されましたら、クロスボウの指定について、検討していきたいと考えております。

委　員　　了解しました。ありがとうございます。

会　長　　では、先ほど説明がありました、資料１の２つ目ですね、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報対策について、これに関してご意見、ご質問あればお受けをいたします。

委　員　　教えていただきたいのですが、お話の中にサイバー防犯ボランティアという言葉があり、大学生がそれを担っているというお話でしたが、これはどういった大学生の方々が受けてられるのとか、これを希望する大学生がいたとき、そこに入ることはできるのか、またどのような活動をされているのか教えていただければと思います。お願いします。

事務局　　サイバー防犯ボランティアにつきましては、府警本部のサイバー犯罪対策課において、養成されているボランティアになります。大学については、教育学部や情報学部のゼミ等に所属している大学生になり、個人でのボランティアではなく、大学のゼミやサークル等の単位で担われています。サイバー防犯ボランティアをやりたいという事になりましたら、府警のサイバー犯罪対策課と協議が必要と思われます。また、活動については、小学校を中心に、学校に出向いてサイバー防犯教室として、SNSの危険性やインターネットの利用にあたって気を付けるべきことを大学生に授業していただいています。

委　員　　はい、ありがとうございます。非常に参考になりました。

会　長　　私から１点、質問させていただいてよろしいでしょうか。資料１の８ページのターゲティング啓発ということで、昨年もここでご報告があったことを覚えていますが、９ページにも効果があったと書いています。効果があったと私も思うのですが、気になるのが、８ページに目標回数が1400万回という目標があって、実際は2467万回、1.8倍の達成率と書いています。これはどう評価したらよいのかと思っていまして、パパ活、ママ活にアクセスする子どもや大人が多いと見るのか、それとも周知が十分できてよかったと見るのか、判断に迷うのです。そこをどう評価されていますか。

事務局　　会長がご指摘のとおり、パパ活やママ活を実際に行っている層の母数は分からない状況ですので評価が難しいと考えています。本事業の年間予算が約180万円で啓発を行ったのですが、委託事業者に工夫をいただき、多くの方に啓発ができたと考えています。広告を表示した方の中には、実際にやっている方、また、興味を持っている潜在層、また興味はないが「パパ活、ママ活」という単語を検索された方、と様々な方がいらっしゃると思いますので、数字だけでは見えにくいところもあると思います。ただ、パパ活、ママ活を知らない、例えば保護者や大人の方に対しても、子どもがこういった被害に巻き込まれる可能性もあるのだという事を周知できたと思いますので、一定、周知ができたと考えております。

会　長　　それでは、この資料１を通して、その他も含めまして、資料１全体でなにか、ご質問、ご意見がありましたらお受けをいたします。よろしいですか。それでは、今、出た、各委員の意見を事務局は参考にしていただければと思っています。

　　　　　続いての議題に移ります。「大阪府の子ども総合計画の取り組み状況について」です。では、事務局から説明をお願いします。

事務局　　資料２「大阪府子ども総合計画の取組み状況について（青少年・地域安全室抜粋）」説

　　　　明

会　長　　ただいま「大阪府子ども総合計画」の取組状況について説明をいただきました。この総合計画は1ページの左上にありますように、いくつかの法律や条例に基づく総合計画、福祉分野や教育分野も含めた、いわば全庁的な総合計画です。ただ、この審議会の目的は青少年健全育成ですので、この場では青少年健全育成に関する分野の進捗状況をご報告いただいたということでよろしいですね。今の説明に関してご意見、ご質問があればお受けをいたします。

委　員　　質問は２点ありますが、１つは最初の２ページです。大阪府子ども総合計画（前期計画含む）と後期計画を比較したときに「子どもの貧困への対応」が当初計画では入っているのですが、後期計画では入っていません。子どもの貧困率は継続して高いという文言が入っているので、どうして子どもの貧困への対応が抜けたのかというのが素朴な質問、疑問としてありました。なにか分かる事があれば教えていただきたいというのが１つです。もう１つは、資料の文言なのですけど、６ページ目の上から２つ目の事業なのですが、事業名が「青少年の夜間外出制限施設への規制」となっているのですが、「立入制限施設」ではないですか。

事務局　　ご質問については、「立入制限施設」になりますので修正いたします。子どもの貧困につきましては、概要版では書かれていませんが、子ども総合計画で引き続き、取り組んでいます。

委　員　　３ページ目の全体の計画、そして取組状況は分かりやすくていい表になっていると思います。ただ、３ページ目の事業については、定量的に評価していると思いますが、冒頭の「市町村とNPOとの連携強化」ということで取り組んだ結果ですが、支援のノウハウを有する民間支援団体等と意見交換会を開催するなどを実施したとなっていますが、こういったことに対して、できれば数字で何回くらい意見交換会を実施したのか等、もう少し具体的な数字が記載されている方が、評価についてよりわかりやすいのではないか思います。

事務局　　ありがとうございます。また後期計画の取組状況を報告していく際には、その辺りの実績も入れていくようにいたします。

会　長　　ありがとうございました。私から１点あるのですが、今のご説明にあったわけではないのですが、最近、青少年をめぐる、新たな課題である「ヤングケアラー」というのがよく、新聞等にも報道されています。国におかれても、ヤングケアラーの支援に向けたプロジェクトチームが立ち上がって、５月にも報告がでていると伺っています。このヤングケアラーは若い学生、児童、生徒が家族等のケアで非常に多大な負担がかかっているという問題なのですが、年齢や成長の度合いに見合わない思い責任や、負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題も指摘がされています。家庭内のデリケートな問題でもありますので、本人や家族に自覚がないといった場合もあります。支援が必要であっても表面化しにくいというのが実情だと思っています。本審議会においても注視していく必要がある課題と考えますが、府としてはどのように考えておられるでしょうか。

事務局　　本府におきましても、国で取りまとめられた報告書の方向性を踏まえつつ、住民サービスの実施主体である市町村、また、府においても、福祉や教育関係課であったり、また就労関係であったり等、情報共有を図りながら、進めていきたいと考えております。

今後、ヤングケアラーの支援に向けた、府の方向性等が決まりましたら、本審議会にもご報告させていただきます。

会　長　　これについてなにかご意見ございますか。

委　員　　先般の府議会においても、公明党の山下議員より、教育部署に対して、実態調査すべきでないかという質問がされました。調査をすれば、実際の子どもの置かれている状況が分かると思いますが、支援する側、担い手が大切になってくると思います。

学校では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが支援につなぐ人になっていますが、そういう方以外にも、子ども達を様々な支援につないでいくことが必要だと思います。子どもに寄り添いながら支援するというところが大切であり、そういうところに課題が山積していると思いますので、そういったところは、各種団体等様々な支援団体にご意見を聞きながら、施策を検討するべきと考えます。

会　長　　ありがとうございます。他に、ございませんか。また、このヤングケアラーにつきましては、府の方向性等が決まりましたら、本審議会にご報告いただくということですので、次回以降またよろしくお願いしたいと思います。ヤングケアラー以外に関しても結構ですので、全体を通じてなにかご意見ご質問がございますか。それでは、委員の皆様からもご意見も出尽くしたかと思われますので、本日頂いた、ご意見も踏まえまして、大阪府において引き続き取り組んでいただきたいと思います。委員の皆様方におかれましては本当にありがとうございました。以上で議事を終了させていただきます。以降、進行を事務局にお返しします。

事務局　　それでは、これをもちまして、令和３年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。

長時間、どうもありがとうございました。